

令和2年2月28日

第 2 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：令和2年2月28日（金） 午後2時

場 所：呉市役所 7階 755～758号室

付議事項

- 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第7号 非農地証明申請について
- 議案第8号 非農地通知の決定について
- 議案第9号 呉農業振興地域整備計画変更に係る意見の決定について
- 議案第10号 農用地利用集積計画（案）について

報告事項

- 第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第5条の規定による届出の受理について

その他

- 1. 令和2年度 呉市農業委員会総会開催計画について

出席委員

1番 生田 政行	2番 横段 登	4番 倉本 寛	5番 水場 守信
6番 向井 幸弘	7番 林 武彦	8番 亀山 博司	9番 今井 満
10番 上田 勝則	11番 長迫 秀	12番 本末 満	13番 灰原 松二
14番 大道 正孝	15番 秋光 貴志	18番 石田 尚則	19番 北村 正次

欠席委員

3番 池田 勝憲 16番 土井 光弘

事務局

住谷事務局長 大番事務局次長 須賀課長補佐 庭月野主査 小池主任 山崎主事

(午後2時)

議長(北村) : 出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和2年第2回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、7番 林委員、8番 亀山委員を指名します。

なお、本日の欠席通知は、3番 池田委員、16番 土井委員から出ています。

皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取り扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長 : 事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局 : 配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配布として、議案書、資料1「非農地通知の決定について」、資料2「呉農業振興地域整備計画変更理由書」、資料3「農用地利用集積計画(案)」を送付しています。また、本日配布した資料は、資料4「令和2年度農業委員会総会開催計画表(案)」です。ありますでしょうか。

議長 : はい。

議長 : それでは付議事項に入ります。議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局 : 1番の申請地は、仁方大歳町〇〇〇番〇ほか1筆、地目は田、面積は合計で484㎡の第3種農地です。申請の事由は、譲渡人は会社勤めで労力不足により耕作困難なため、譲受人の要望により譲り渡すもので、譲受人は申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。営農計画は、野菜及び果樹を作付けするものです。経営面積は、13アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議長 : 調査委員の方から、補足説明をお願いします。

石田委員 : 18番 石田です。申請地は、譲受人の自宅の裏で、下草もきれいに刈られていて、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 : それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長 : なし。

議長 : ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長 : 異議なし。

議長 : それでは、本件は、許可と決定します。

議長 : 2番について事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、押込4丁目〇〇〇番〇ほか3筆、地目は田、面積は合計で2,446㎡の第3種農地です。申請の事由は、譲渡人は高齢で労力不足により耕作困難なため、譲受人の要望により譲り渡すもので、譲受人は申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。営農計画は、水稻を作付けするものです。経営面積は、68アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

生田委員：1番 生田です。申請地は、押込地区の優良農地で、きれいに管理されており、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：3番について事務局の説明をお願いします。

事務局：3番の申請地は、苗代町字大歳〇〇〇番、地目は田、面積は1,249㎡の第2種農地です。申請の事由は、譲渡人は遠方により耕作困難なため、譲受人の要望により譲り渡すもので、譲受人は申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。営農計画は、水稻を作付けするものです。経営面積は、50アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

生田委員：1番 生田です。申請地は、一昨年の災害にあったところですが、現在は耕作出来る状態であり、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：4番について事務局の説明をお願いします。

事務局：4番の申請地は、安浦町安登西4丁目〇〇〇番〇、外1筆、地目は田及び畑、面積は合計で542.58㎡の第2種農地です。申請の事由は、譲渡人は高齢で、遠方に居住して

おり耕作困難なため、所有権を移転するもので、譲受人は申請地を譲り受け、経営規模の拡大を図るものです。営農計画は、野菜を作付けするものです。経営面積は、自作地だけで36アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今井委員：9番 今井です。申請地は、1カ所は野菜が作られており、もう1カ所もこれから野菜を作るということで、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：5番について事務局の説明をお願いします。

事務局：5番の申請地は、安浦町水尻1丁目〇〇〇番〇、地目は畑、面積は986㎡の第2種農地です。申請の事由は、譲渡人は自営業で労力不足により、耕作困難なため、所有権を移転するもので、譲受人は申請地を譲り受け、経営規模の拡大を図るものです。営農計画は、野菜を作付けするものです。経営面積は、申請地と併せて約19アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今井委員：9番 今井です。申請地は、きれいに草が刈られていて、これから耕すということで、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：6番、7番、8番は、譲受人が同一ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事務局：6番の申請地は、安浦町大字中畑字市原谷〇〇〇〇番〇、外10筆、地目は田及び畑、面積は合計で5,577㎡です。7番の申請地は、安浦町大字中畑字市原谷〇〇〇〇番〇、外4筆、地目は田、面積は合計で1,693㎡です。8番の申請地は、安浦町大字中畑字打田ヶ原〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は617㎡です。6番から8番を合わせますと、

7, 887㎡で、全て農振農用地区域内の農地です。申請の事由は、譲渡人は全て豪雨災害で農機具が全部流出したため、離農し、所有権を移転するもので、譲受人は申請地を譲り受け、農業経営の安定を図るものです。営農計画は、水稻を作付けするものです。経営面積は、自作地だけで90アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

上 田 委 員：10番 上田です。申請地は、一昨年の災害にあわれたところで、譲受人がこれから圃場整備するということで、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、6番から8番は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、6番から8番は、許可と決定します。

議 長：9番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：9番の申請地は、安浦町大字中畑字打田ヶ原〇〇〇〇番〇、外2筆、地目は田、面積は合計で2,451㎡の農振農用地区域内の農地です。申請の事由は、譲渡人は豪雨災害で農機具が全部流出したため、離農し、所有権を移転するもので、譲受人は申請地を譲り受け、新規就農するものです。営農計画は、水稻を作付けするものです。経営面積は、自作地だけで90アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

上 田 委 員：10番 上田です。譲渡人は、豪雨災害で家が流出しており、譲受人が新規就農し、申請地に水稻を作付けするということで、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：10番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：10番の申請地は、安浦町大字中切字南平迫〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は106㎡の農振農用地区域内の農地です。申請の事由は、譲渡人は遠方に居住しており耕作困難な

ため、所有権を移転するもので、譲受人は申請地を無償で譲り受け、経営規模の拡大を図るものです。営農計画は、水稻を作付けするものです。経営面積は、自作地だけで32アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今井委員：9番 今井です。申請地は、果樹が植えられており、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：つぎに、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。
1番について事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、郷原町字樽ヶ畑〇〇〇〇番、地目は田、面積は175㎡の第2種農地です。転用の目的は、宅地拡張するものです。規模等は、隣接宅地の駐車場7区画を整備する計画です。しかしながら、写真でもお分かりのように、既に駐車場として利用されているため、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

石田委員：18番 石田です。申請地は、平成7年頃から駐車場として利用されていますが、始末書も添付されており、やむをえないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、音戸町波多見9丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は1,116㎡の第2種農地です。転用の目的は、共同住宅及び駐車場として使用するものです。規模等に

つきましては、共同住宅2棟、建築面積は、合計で339.45㎡及び駐車場20区画を隣接地を併用して整備する計画です。関係法令については、都市計画法による開発許可、及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

向井委員：6番 向井です。申請地は、何年も耕作されておらず、アパートと駐車場にするということをやむをえないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事務局：3番の申請地は、豊町久比字東郷〇〇〇番、地目は畑、面積は152㎡の第2種農地です。転用の目的は、隣接する農家住宅の付属家用地として利用するものです。規模等につきましては、23㎡と14㎡の農業用倉庫2棟、及び庭敷を整備する計画です。しかしながら、写真でもお分かりのように、既に付属家として利用されており、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可、及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

秋光委員：15番 秋光です。申請地は、以前から住宅が建てられています。やむをえないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：つぎに、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

1番について事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、郷原町字東岡条〇〇〇番〇、地目は畑、面積は311㎡の第2種農地

です。転用の目的は、資材置場として利用するため所有権を移転するものです。規模等は、鋼管パイプ15㎡、鋼管パイプ用金具3㎡、4tダンプ2台を置く資材置場を整備する計画です。関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。

議長 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

石田委員 18番 石田です。申請地は、資材置場として利用し、汚水も出ないということで、やむをえないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長 場：なし。

議長 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長 場：異議なし。

議長 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事務局 2番の申請地は、苗代町字札ノ本〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は503㎡の第2種農地です。転用の目的は、駐車場として利用するため所有権を移転するものです。規模等は、レッカー車3台、普通車6台の駐車場を整備する計画です。関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。

議長 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

生田委員 1番 生田です。申請地は、譲受人の自動車修理工場の隣接地で、四方を宅地で囲まれており、やむをえないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長 場：なし。

議長 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長 場：異議なし。

議長 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事務局 3番の申請地は、川尻町森3丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は255㎡の第2種農地です。転用の目的は、一般住宅及び庭敷として利用するため、所有権を移転するものです。規模等は、住宅1棟及び庭敷を整備する計画です。関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、川尻町は農振農

用地区域の指定はありません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀山委員：8番 亀山です。申請地は、周囲はほとんど住宅が建てられており、排水も問題ありません。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：4番について事務局の説明をお願いします。

事務局：4番の申請地は、安浦町大字安登字塩谷〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は123㎡の第2種農地です。転用の目的は、駐車場として利用するため、所有権を移転するものです。規模等につきましては、駐車場3区画分を整備する計画です。関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

上田委員：10番 上田です。駐車場にするということでやむをえないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：5番について事務局の説明をお願いします。

事務局：5番の申請地は、安浦町安登東5丁目〇〇〇〇番〇、外4筆、地目は田、面積は合計で626㎡の第2種農地です。転用の目的は、建売住宅及び駐車場として利用するため、所有権を移転するものです。規模等につきましては、建売住宅3棟及び駐車場10区画分を整備する計画です。関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今井委員：9番 今井です。申請地は、安登駅から近く、住宅を建てるといふことでやむをえない
と思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議場：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議場：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：6番と7番は、譲受人及び転用内容が同一ですので、一括して事務局の説明をお願いします。
ます。

事務局：6番の申請地は、蒲刈町宮盛字前田〇〇〇番、外2筆、地目は田、面積は1,127㎡
の第2種農地です。7番の申請地は、蒲刈町宮盛字〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は40
0㎡の第2種農地です。転用の目的は、太陽光発電設備用地として利用するため、所有権
を移転するものです。規模等につきましては、発電容量49.5kw、太陽光パネル32
4枚を設置する計画です。関係法令については、電気事業者による「改正 再エネ特措
法」に基づく、再生エネルギー発電事業計画の認定済みです。また、中国電力との電力受
給契約についても、経済産業省の認定書の写しの提出、確認受理をもって「特定契約」及
び「電力供給契約」が成立済みです。関係法令については、都市計画法による開発許可、
及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられま
せん。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

灰原委員：13番 灰原です。申請地は、集落の上であり、排水について十分に注意するよう譲受
人に伝えました。その他は問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議場：なし。

議長：ないようですので、6番と7番は、許可と決定してご異議ありませんか。

議場：異議なし。

議長：それでは、6番と7番は、許可と決定します。

議長：つぎに、議案第7号「非農地証明申請について」を議題とします。1番について事務局
の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、倉橋町字草卸〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は2,321㎡の第2種

農地です。申請の事由につきましては、平成30年7月豪雨によりかい廃したとして、現認書を添付のうえ、原野として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

水場委員：5番 水場です。申請地は、農地として利用することは不可能で、やむをえないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、証明と決定します。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、安浦町大字三津口字水尻〇〇〇〇番、外2筆、地目は畑、面積は合計で2,281㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、昭和60年頃、耕作を放棄したため、かい廃したとして、現認書を添付のうえ、山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今井委員：9番 今井です。申請地は、竹やぶになっており、やむをえないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、証明と決定します。

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事務局：3番の申請地は、蒲刈町向字茶ノ木〇〇〇〇〇番〇、地目は畑、現況は山林、面積は1,034㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、昭和30年頃、耕作を放棄したため、かい廃したとして、現認書を添付のうえ、山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

灰原委員：13番 灰原です。申請地は、山林になっており、やむをえないと思います。ご審議の

ほどよろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、証明と決定します。

議 長：つぎに、議案第8号「非農地通知の決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：資料1「非農地通知の決定について」をご覧ください。阿賀地区、郷原地区、苗代地区の農地、212筆、合計面積68,072.93㎡約6.8ヘクタールについて、令和元年度に農地パトロールを実施し、非農地と判断したものです。本総会で承認されましたら、所有者、及び関係機関である広島県就農支援課、広島法務局呉支局、呉市資産税課、呉市農林水産課へこの旨を通知をする予定です。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は議案のとおり非農地と決定し、所有者等に通知するとしてご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は議案のとおり決定し、所有者等に通知することとします。

(呉市農林水産課職員着席)

議 長：つぎに、議案第9号「呉農業振興地域整備計画変更に係る意見の決定について」を議題といたします。呉市農林水産課の説明をお願いします。

農 林 水 産 課：「呉農業振興地域整備計画」の変更について、御説明いたします。この計画は「農業振興地域の整備計画に関する法律」に基づき、優良農地の確保と、計画的な農業振興を図ることを目的としております。「呉農業振興地域整備計画」は、6月と12月の年2回、計画変更を行います。計画変更につきましては、法律の施行規則に基づき、農業委員会の御意見をお聴きするものとなっておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、お手元に配布しております、資料2「呉農業振興地域整備計画変更理由書」をご覧ください。この度の計画変更の理由ですが、呉農業振興地域整備計画について、農用地利用計画の変

更の必要性が生じ、変更を行うものです。(1)「農用地利用計画について」の説明をします。「①農用地区域内の土地を農用地区域から除外するための農用地利用計画の変更について」は、2ページに示しております。この10件(24筆)は、所有者より農用地区域の除外申出がされています。具体的に、位置、面積、変更後の土地利用形態について、説明させていただきますので3ページ以降に添付しています、除外の位置図と併せてご覧下さい。対図番号①安浦町内海北4丁目〇〇〇番〇, 他1筆, 合計面積641㎡で駐車場, 資材置場として使用するものです。対図番号②豊浜町大字豊島字星崎〇〇〇〇番の一部, 面積16,16㎡で携帯電話基地局として使用するものです。対図番号③安浦町大字女子畑字楠木〇〇〇〇番, 他5筆, 合計面積2,356㎡で太陽光発電として使用するものです。対図番号④豊町大長字野坂〇〇〇〇番, 面積968㎡で山林化しているとの申し出です。対図番号⑤豊町大長字船津〇〇〇〇番, 面積522㎡で山林化しているとの申し出です。対図番号⑥倉橋町字横尾奥〇〇〇〇〇番, 他1筆, 合計面積1,569㎡で山林化しているとの申し出です。対図番号⑦豊浜町大字豊島字山崎掛迫〇〇〇〇番, 他4筆, 合計面積3,444㎡で山林化しているとの申し出です。対図番号⑧豊浜町大字豊島字榎ヶ浜〇〇〇〇番〇, 面積413㎡で山林化しているとの申し出です。対図番号⑨豊浜町大字豊島字滝野上〇〇〇〇〇番〇, 面積1,084㎡で山林化しているとの申し出です。対図番号⑩倉橋町字井目木川西浜〇〇番〇, 他3筆, 合計面積1,108㎡で農業用倉庫, 進入路として使用するものです。以上の10件につきまして、現地調査を行いました結果、「法律上の除外要件について」妥当と認められましたので、農用地区域から除外し、農用地利用計画を変更するものです。

続きまして、変更理由書の「②農用地区域外の土地を農用地区域に編入するための農用地利用計画の変更について」、14,15ページの表に示しています。この1件(44筆)については、所有者より農用地区域の編入申出がされております。農用地利用計画において、優良農地の確保・保全という農用地区域計画の目的に照らして、市が必要と判断した場合は農用地区域へ編入を行うこととしています。具体的に、位置、地目、面積、変更後の土地利用形態について、説明させていただきますので16ページ以降に添付しております、編入の位置図と併せて御覧下さい。対図番号①安浦町大字三津口字日之浦〇〇〇〇番〇, 他43筆, 合計面積69,483㎡で、農地中間管理機構関連農地整備事業を実施し、畑として今後も長期間にわたって耕作を継続していきたいとの申し出です。以上につきまして、現地調査を行いました結果、将来的に開発の可能性が低い土地で、営農を継続する意欲があり、妥当と認められましたので、農用地区域へ編入し、農用地利用計画を変更するものです。この他の計画につきましては、今回は変更ありません。

議 長：ただいま農林水産課から説明がありました「呉農業振興地域整備計画の変更」について、ご質疑、ご意見ありませんか。

本末委員：農用区域に編入する土地は、何を植えるのか。

農林水産課：何をするかは、決まっていますが、今後畑として使う予定で、今担い手に募集をかけているところです。担い手が決まり次第、農業委員会にご意見をいただくことになっていきますので、よろしくお願いします。

事務局：補足説明をしますと、将来的に圃場整備を行う予定があり、そのためには農用区域内であることが必要なため、編入しようとするものです。

議 長：そのほか、ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は農林水産課の説明のとおり承認することとしてご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は承認と決定します。

(呉市農林水産課職員退席)

議 長：議案第10号「農用地利用集積計画(案)について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局：それでは、議案第10号についてご説明いたします。この事業は、農業経営基盤強化促進法に基づいて農用地の利用権を設定し、貸し借りを促進していく事業です。2月10日までに関係地区の各農家から申込みのあった内容について調査し、その結果をまとめたものが、資料3の『農用地利用集積計画(案)』です。この農用地利用集積計画の決定につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て定めなければならないものとなっております。それでは、内容についてご説明致しますので、資料3をご覧ください。1ページは、利用権の設定について新規の申込みの一覧表です。利用権を新規に設定する農用地は、豊浜町大字豊島字城山〇〇〇〇番〇、外2筆で合計面積は、4,000㎡です。2ページは、利用権の設定について再設定の申込みの一覧表です。利用権を再設定する農用地は、郷原町字西渡り川〇〇〇〇番〇外4筆で合計面積は1,908㎡です。設定する権利内容は、賃貸借又は使用貸借による権利の設定です。その他、貸し借りの期間及び利用目的等につきましては、それぞれ資料のとおりとな

っております。3ページにつきましては、利用権を設定する場合の貸す方及び借りる方との間において、交わされる具体的な契約内容や取り決めに記載した共通事項です。4ページから5ページにつきましては、利用権の設定を受けて農地を借りる方の現在の経営面積及び家族構成と農業従事者の人数等が記載されております。資料3の説明につきましては以上です。なお、本日の総会で決定しましたら、農業経営基盤強化促進法第19条の規定により、すみやかに公告することになっております。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は事務局の説明のとおりと決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は議案のとおり決定します。

議 長：報告事項について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：議案書の13、14ページをご覧ください。市街化区域内の農地について、この1ヶ月間に農地の転用届出に関する専決処理規程により受理したもので、13ページの農地法第4条の規定による届出が1件、14ページの農地法第5条の規定による届出が2件、計3件ございましたので、ご報告いたします。

議 長：その他に入ります。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：令和2年度農業委員会総会の開催日程（資料4）について説明を行う。

議 長：今までを通して、ご意見、ご質問はありませんか。

議 場：なし。

議 長：農業委員の綱紀肅正について、各委員とも、徹底をお願いしたい。

議 長：ほかにないようですので、次回の日程を申し上げます。

次回、令和2年第3回総会は、令和2年3月27日 金曜日 午後2時から
場所は、呉市役所 7階 755から758号室です。

議 長：以上で令和2年第2回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議、ありがとうございました。

(午後3時00分)